

東大阪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条

例制定の件

東大阪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙の
とおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

東大阪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和４２年東大阪市条例第
８０号）の一部を次のように改正する。

第４条第４項の表に次のように加える。

東大阪市上下水道局建設工 事技術審議会	建設工事における周辺環境の保全に資する対策、工法 等に係る高度に専門的な技術についての審議に関する 事務
------------------------	--

第４条第５項中「東大阪市上下水道局プロポーザル方式等事業者選定委員会」の次に
「及び東大阪市上下水道局建設工事技術審議会」を加え、「審査する」を「審査し、又は
審議する」に改め、「で審査」の次に「又は審議」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東大阪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

新	旧										
(組織) 第4条 (略) 2・3 (略) 4 管理者が設置する附属機関は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>附属機関</th><th>担回事務</th></tr> <tr> <td colspan="2">東大阪市上下水道局建設工事契約審査委員会～東大阪市上下水道局プロポーザル方式等事業者選定委員会 (略)</td></tr> <tr> <td>東大阪市上下水道局建設工事技術審議会</td><td>建設工事における周辺環境の保全に資する対策、工法等に係る高度に専門的な技術についての審議に関する事務</td></tr> </table> 5 前項の表に掲げる附属機関のうち、東大阪市上下水道局プロポーザル方式等事業者選定委員会及び東大阪市上下水道局建設工事技術審議会については、審査し、又は審議する事	附属機関	担回事務	東大阪市上下水道局建設工事契約審査委員会～東大阪市上下水道局プロポーザル方式等事業者選定委員会 (略)		東大阪市上下水道局建設工事技術審議会	建設工事における周辺環境の保全に資する対策、工法等に係る高度に専門的な技術についての審議に関する事務	(組織) 第4条 (略) 2・3 (略) 4 管理者が設置する附属機関は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>附属機関</th><th>担回事務</th></tr> <tr> <td colspan="2">東大阪市上下水道局建設工事契約審査委員会～東大阪市上下水道局プロポーザル方式等事業者選定委員会 (略)</td></tr> </table> 5 前項の表に掲げる附属機関のうち、東大阪市上下水道局プロポーザル方式等事業者選定委員会については、<u>審査する</u>事案ごとに、委嘱し、又は任命される委員で構成される合議体	附属機関	担回事務	東大阪市上下水道局建設工事契約審査委員会～東大阪市上下水道局プロポーザル方式等事業者選定委員会 (略)	
附属機関	担回事務										
東大阪市上下水道局建設工事契約審査委員会～東大阪市上下水道局プロポーザル方式等事業者選定委員会 (略)											
東大阪市上下水道局建設工事技術審議会	建設工事における周辺環境の保全に資する対策、工法等に係る高度に専門的な技術についての審議に関する事務										
附属機関	担回事務										
東大阪市上下水道局建設工事契約審査委員会～東大阪市上下水道局プロポーザル方式等事業者選定委員会 (略)											

案ごとに、委嘱し、又は任命される委員で構成される合議体
で審査又は審議を行う。

6 (略)

で審査を行う。

6 (略)